

官報号外

昭和二十五年三月十九日

○第七回衆議院會議錄第二十八号

昭和二十五年三月十八日(土曜日)

議事日程 第二十六号

午後一時開議

第一 昭和二十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算

第二 臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 水路業務法案(内閣提出)

第四 在外公館等借入金整理審査会法の一部を改正する法律案(海外同胞引揚に関する特別委員長提出)

●本日の会議に付した事件

渡米国議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝の件及び日本本国会議員団に寄せられたカナダの厚意に対する感謝の件(議長提出)

日程第一 昭和二十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算

提出)

日程第二 水路業務法案(内閣提出)

日程第四 在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案(海外同胞引揚に関する特別委員長提出)

日程第四 在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案(海外同胞引揚に関する特別委員長提出)

午後二時二十二分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより会議を開きます。

渡米国議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝の件(議長発議)

○議長(幣原喜重郎君) 先般、わが国議員団の一行が、マッカーサー元帥のあつせんにより、米国民主政治の理念並びに運営研究のため渡米した際、米国連邦議会を初め、訪問した各州議会並びに朝野各界及びハワイ・テリトリーから懇意な待遇を受け、また滞米中カナダ政府から特に招待され、同国議会及び政府並びに国民から心からなる歓待を受け、議員団の目的達成に多大の協力と便宜を與えられましたことは、本院として衷心感謝にたえないところであります。

つきましては、この際両国の寄せられた好意に対し感謝の意を表すため、本院は特に院議をもつてそれく感謝の決議をいたしたいと存じます。この発議に賛成の諸君の起立を求めま

[賛成者起立]

○議長(幣原喜重郎君) 起立者多数。

よつてさよう決定いたしました。

つきましては、決議の案文を朗読いたしましてお詣りいたします。

渡米国議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議

衆議院は、わが国議員団が、連合國最高司令官マッカーサー元帥に対し、深甚な敬意と謝意を表し、且つ、米国連邦政治の理念並びに運営研究のため渡米した際、米国連邦議会及び議員団書館、南カロライナ、マサチューセッツ及びニューヨーク各州議会並びに

訪問した諸都市その他朝野各界及び書館、南カロライナ、マサチューセッツ及びニューヨーク各州議会並びに訪問した諸都市その他の朝野各界及びハワイ・テリトリーが、わが議員団に対し示された好意並びに厚遇に対し、ここに、深甚な感謝の意を表わすため、次の決議をする。

そもそもマッカーサー元帥は、わ

が国の民主的、平和的文化國家としての再建のため、不斷に援助され、この目的達成のため、今般特にわが国議員団が米国民主政治の理念並びにその運営を親しく調査し得る機会を供與されたのである。

日本国議員団に寄せられたカ

ナダの厚意に対する感謝決議

衆議院は、わが国議員団がカナダを観察した際、同國議會、政府並

びに国民の示された好意と厚遇に対

し、深甚な感謝の意を表わすため、

次の決議をする。

今般、わが国議員団は、民主政

治の理念と運営を親しく調査するた

め渡米したのであるが、その際カナダ政府より鄭重な招待を受け、同國

議會の運営をも併せて調査すること

ができたのである。

上下両院の共同決議をもつて議員団

歓待の意を表明された。

一行は、二ヶ月間にわたる米国視

察によつて、民主政治のあり方を充

分に調査研究し、多大な成果を收め

て三月十三日帰国したのである。

議員は、オタワにおいて、力ナダ国民の心からなる歓迎の裡に、同国議会及び政府より鄭重な歓待を受け、議場の傍聴についても特に便宜を供與されたのである。

衆議院は、一行の帰國に當つて、ここに、カナダ議会、政府並びに同國国民の示された好意と厚遇に対し、衷心より感謝の意を表する。この案文に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よつてその通り決定いたしました。(拍手)

第一 昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算

別会計歳入歳出決算

昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十二年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十二年度特別会計歳入歳出決算

〔最終号の附録に掲載〕

〔本間後一君登壇〕

○本間後一君 昭和二十二年度的一般、特別両会計の決算につきまして、委員会の経過並びに結果を御報告いたします。

予算執行の概要を申し上げますと、

一般会計歳入の決算額は一千百四十四億六千七百余万円、歳出の決算額は二千五十八億四千百余万円でありまして、差引八十六億一千六百余万円の剩余を生ずるわけあります。しかしながら、この剩余中には、同年度から翌年度に歳出予算の繰越しがあります。これが財源を留保いたしておく必要がございますので、その金額十七億千二百余万円と、前年度の剩余金の使用残額八億三千二百萬円とを控除いたしました六十億八千百余万円が、本年度に生じた純利余金であります。この剩余金は、財政法第六條の規定によりまして公債または一時借入金の償還の財源に充てなければならぬこととなつておりますので、その二分の一相当額の三十一億四千余万円は昭和二十四年度の予算にこれを計上し、残りの大部分は昭和二十三年度の予算の財源として使用済みであります。

右決算額を予算額に比較いたしますと、歳入の予算額二千百四十二億五千六百余万円に対して二億千百余万円の増加を示しております。歳出においては歳入予算額と同額でありますが、前年度からの繰越額十九億六千余万円を加えますと、予算現額は二千百六十一億千六百余万円であります。繰越した金額は十七億一千百余万円であります。繰越しのうち支出済額は二千五十八億四千百余万円、二十三年度に繰越した金額は十萬円であります。

大蔵省証券及び一時借入金の発行ましたが、実際発行した大蔵証券の額は七百二十三億円であります。一時借入金につきましては、実際に借入費を終らないものがあつたため、財政法第四十二条但書前段の規定によつて翌年度に繰越した金額は十億八千五百余万円であり、一方終戦処理費、公

共事業費、物資及び物価調整事務取扱費、生活保護費、外國貿易使節団宿舎設備費等に関する経費のうち、避けがたい事故によつて事業が遅れ、または予定計画を遂行することができなかつたため財政法第四十二条但書後段の規定により繰越しとなつたものが六億二千七百余万円あります。

繰越制度の運用につきましては、国庫支出の遅延等の原因となることが多くあります。

右決算額を予算額に比較いたしますと、歳入歳出の決算額につきましては、お

のの決算書についてごらんを願うことにいたしまして、説明を省略いたしましたが、本年度の決算に掲げられた特別会計数は二十六であります。

まして、その歳入歳出の決算総額は、

歳入決算額四千百九十一億一千三百余万円、歳出決算額三千七百二十五億余万円であります。さきの一般会計と合計いたしますと、歳入決算総額は六千三百三十五億八千百余万円、歳出決算総額は五千七百八十三億四千百余万円となるのであります。しかしながら、以上のうち相当多額な重複勘定がありますので、これを控除して、いわゆる概算いたしますと、歳入決算総額は四千百九十八億八千四百余万円、歳出

決算総額は四千六十億三千九百余万円となるわけであります。しかして、こ

れをただちに財政支出であると即断し得ないのはもちろんであります。大

きを省略いたします。

以上が昭和二十二年度決算の大綱であります。

大蔵省証券及び一時借入金の発行ま

たに借入の最高限度額は四百億円であります。予備費の支出につきましては、

改革費、石油増産対策費等に関する経費であつて、政府職員等の給與、水準引

上げに関する具体的措置の決定が遅れ

たのと、その他の事故によつて年度内に支出を終らないものがあつたため、財

政法第四十二条但書前段の規定によつて翌年度に繰越した金額は十億八千五百

余万円であり、一方終戦処理費、公

共事業費、物資及び物価調整事務取扱費、生活保護費、外國貿易使節団宿舎設備費等に関する経費のうち、避けが

たい事故によつて事業が遅れ、または予定計画を遂行することができなかつたため財政法第四十二条但書後段の規定により繰越しとなつたものが六億二千七百余万円あります。

特例会計の決算につきましては、お

のの決算書についてごらんを願うことにいたしまして、説明を省略いたしましたが、本年度の決算に

掲げられた特別会計数は二十六であります。

まして、その歳入歳出の決算総額は、

歳入決算額四千百九十一億一千三百余万円、歳出決算額三千七百二十五億余万円であります。さきの一般会計と合

計いたしますと、歳入決算総額は六千三百三十五億八千百余万円、歳出決算

総額は五千七百八十三億四千百余万円となるのであります。しかしながら、

以上のうち相当多額な重複勘定がありますので、これを控除して、いわゆる概

算いたしますと、歳入決算総額は四千百九十八億八千四百余万円、歳出

決算総額は四千六十億三千九百余万円となるわけであります。しかして、こ

れをただちに財政支出であると即断し得ないのはもちろんであります。大

きを省略いたします。

以上が昭和二十二年度決算の大綱であります。

この際當時を回想起いたしますと、第一次吉田内閣は、ボッダム宣言の忠実

なる履行と経済の再建とを目指して予算を編成いたしたのであります。各

種の困難なる前提條件はありましたけれども、この予算が適切に運営せら

れ、財政処理が円満に遂行せられるならば、わが國經濟の再建も軌道に乗る

ものと確信いたしておつたのであります。ところが、同年五月末、片山内閣にかわり、予算編成当時予測しなかつた幾多の事情が発生したとはいえ、厖

大なる追加予算が続々と提出せられ、ほとんど当初予算の倍額に近い予算と

なつてしまつたのであります。片山内閣によつて、八月以降年度末までに提

出せられた追加予算は、一般会計十五件、特別会計十件、計二十五件でありますから、毎月平均三件ずつの追加予

算が提出せられておつたというわけであります。いまだかつてわが財政史

上その例を見ない状況であつたのでありますから、毎月平均三件ずつの追加予

算が提出せられておつたというわけであります。従つて、その実行はうまく行

くわけはないのであります。

私は、この決算の上における数多い

非違、不当を十分審査して、まことに遺憾であると思うのであります。が、そ

これらは予算の執行に当る下級官吏のみに責任を負わせるに忍びない気持がいたすのでありますて、當時内閣の財政処理が、もう少し適切になされたならば、あるいはこれらの事案も少くなつて、いたのではないかと思うのであります。のみならず、私の最も遺憾に思つたのは、新憲法が施行になり、財政法が制定された初めての年度であり、財政政策のきわめて重大なる年であつたにもかからず、財政処理がなぜ適切になされなかつたかということであつた。いまさら片山内閣をどうこう言つてはありませんが、政局の不安定と連立内閣の欠点といふものは、この決算を審査いたしまして、さらに痛切にその感を深くさせられるのであります。

御承知の通り、インフレーションは終戦以来どんづつ進行しているのでありますて、昭和二十二年に入りまして第三期的な症状を呈して参つておつたのであります。すなわち通貨は、財政の赤字による政府資金の民間撒布超過額を第一の原因といたしまして、猛烈な勢いで増發を続け、しかも物価は、通貨の増加率を上まわる率をもつて上昇して参つたのであります。これを数字をもつて示しますと、昭和二十二年度末には九百億台の通貨は、二十二年度末には一千二百三十億といふうに、二倍半になつておるのであります。物価は前年度に比較いたしまして

三倍強を示しているのであります。かたがた、労働攻勢を背景とした物価と賃金との悪循環もいよいよ烈しくなつて、流通秩序は混乱し、かくて加えて、やみ行為は横行し、もつて悪性インフレの危機は寸前に迫つてゐるとの感を抱かしむるものがあつたのであります。今日から、これらの事情を顧みます。でも、心あるものは、まことに恐怖・懼慄の感なきを得ない感じがいたすのでござります。かくのごとき社会情勢の中にあつてなされた財政処理の結果がこの決算でありますて、りつぱん決算ができるはずがないのであります。

三大労働立法、すなわち労働組合法、労働基準法及び労働関係調整法が、前年度から引続いて制定施行せられたことは御存じの通りであります。が、戦時的諸法令の廃止と、これら労働立法の整備と相まって、今日の労働組合の健全なる発達と相なつたのであります。すなわち通貨は、財政の赤字による政府資金の民間撒布超過額を第一の原因といたしまして、猛烈な勢いで増發を続け、しかも物価は、通貨の増加率を上まわる率をもつて上昇して参つたのであります。これを数字をもつて示しますと、昭和二十二年度末には九百億台の通貨は、二十二年度末には一千二百三十億といふうに、二倍半になつておるのであります。物価は前年度に比較いたしまして

三倍強を示しているのであります。かたがた、労働攻勢を背景とした物価と賃金との悪循環もいよいよ烈しくなつて、流通秩序は混乱し、かくて加えて、やみ行為は横行し、もつて悪性インフレの危機は寸前に迫つてゐるとの感を抱かしむるものがあつたのであります。今日から、これらの事情を顧みます。でも、心あるものは、まことに恐怖・懼慄の感なきを得ない感じがいたすのでござります。かくのごとき社会情勢の中にあつてなされた財政処理の結果がこの決算でありますて、りつぱん決算ができるはずがないのであります。

英國においては、財政といふものが国民経済上軽いウエートしか持つていなければ、その胎動、陣痛の悩みは、この年が絶頂であったのであります。従つて、労働争議も非常に多く、かつ過激と認められるものも少くなかったのであります。これが予算執行の上に影響しないはずはないのでありますて、一例をあげますと、会計理事者が労働攻勢と予算及び会計法との間に板ばさみとなつて、遂にむりな会計処理をなし

ます。また一般的に公務員も労働攻勢をなすべき根拠が薄弱であるから、決算の最後の決定は会計検査院がこれを勢の一翼をなしていった結果、財政処理の上に少からざる影響を及ぼしていることを、見のがすことができない一点でございます。

次に、この予算を検討いたしまして、財政が国民経済の上にいかに重要なウエートを持つてゐるかということについて一言いたす必要があつらうかと存じます。国民所得の三〇%ないし四〇%のものが財政收入となり、財政支出は国家資金計画の六〇%ないし七〇%を占めるといふことでありまして、このことは、古今東西にわたつてその例を見ないのであります。アメリカや英國においては、財政といふものが国民経済上軽いウエートしか持つていなければ、その胎動、陣痛の悩みは、常に国民経済上重要であるのであります。従つて予算の執行いかん、すなわち決算がうまく行われるかどうかといふことは、きわめて重要な事柄であると信じます。

私は、以上のような観点から昭和二十二年度の決算を審議いたしまして、多くの違法、不当の处置があつたことと認められるものも少くなかったのであります。これが予算執行の上に影響しないはずはないのでありますて、一例をあげますと、会計理事者が労働攻勢と予算及び会計法との間に板ばさみとなつて、遂にむりな会計処理をなし

ます。また一般的に公務員も労働攻勢をなすべき根拠が薄弱であるから、決算の最後の決定は会計検査院がこれを勢の一翼をなしていった結果、財政処理の上に少からざる影響を及ぼしていることを、見のがすことができない一点でございます。

これに對し積極説ともいべきものは、憲法の文字の解釈からすれば、あるいは消極説のごとくにも考えられないことはないが、憲法の解釈は、かくのごとく強く解釈すべきではなく、憲法第八十三條は、財政処理の国會議決中心主義を明らかにして、国会の財政監督権を強化しているのであるから、決算を国会の議決案件として、決算の最終的決定を国会になさしめることは、新憲法の精神であるといつて、この主張は、清宮・大西兩教授並びに入江本院法制局長らの意見でつたのであります。

ところが、これに対し折衷説とも申上げたらよからうかと思つてあります。これが決算制度上相当重要なことありますので、これらの意見を簡単におひろいだしておきたいと存するのであります。

まず消極説ともいふ意見は、新憲法の上において種々の民主的な規定は、はなはだ遺憾に存するのであります。各委員と当局との間において、終始熱心な質疑応答が繰返されたのであります。それは会議録によつてござりますが、それは会議録によつてごらんを願うこといたしまして、これを省略いたします。

にこの二十二年度までに大部分が処理されてしまつております。しかるに、売拂額の六十一億九千万円に対しても、驚くなれ、未収額が十二億円に達しております。この特殊物件の価格なるものが、そもそもインチキ引き算定されていることは、会計検査院に立ち至つております。大金融闇を富んで積み上げまして、今日の不正な状態に立ち至つております。大金融闇を富むういうふうな、ほとんどくれるにひとしいような低価格のものでさえも、いまだに未収回に立ち至つてゐる。これは国民的な財産が奪ひ去られている実情を物語つているものであります。

廃兵器類の決算において、国家の大財産であつたものが処理されて、かえつて処理費として、あべこべに政府の方から出さねばならぬものが二億六千万元もあるというような、こういう状態は、われ／＼が常識をもつてしても判断し得ないものであります。国家が当然収納すべき部分に対する何の追究もしていなかつたといふ、これは歴然たる証拠でござります。艦艇の解撤作業に至りましては、二十二年以前に着手いたしました部分に対しても、経理措置がいまだにとられていないということが報告されております。全国人民の、いたく憤慨するところとなつてゐる次第でございます。

要するに、予算審議の場合にわが党が指摘いたしましたことは、そのまま予算の遂行にあたつて的中しております。

す。それのみではなく、その使途の方に至つても不当事項が続出し、不正が雑然として集積されておる状態であります。これらは混亂は積んで積み上げまして、今日の不正な状態に立ち至つております。大金融闇を富むまし、独占資本と結託せしめるもとで、この時代にすでに開いておりました。植民地化、軍事基地化を可能ならしめる、あらゆる墮落と不正の実体は、もうすでに二十二年度のことにおいて種がまかれております。

われ／＼は、日本の独立を確保せしめる全面的な講和を希望する次第であります。低賃金と重税と農業の破壊政策に反対して、平和を守るために党は闘つておりますが、それには決算を嚴格に審査し、一切の不正を摘発し、独占資本を利する一切の政策におきらば

法に至つても不当事項が続出し、不正

が雑然として集積されておる状態であります。

つて本件は委員長報告の通り決しました。

第一 階段物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、臨

時物資需給調整法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。経済安定委員長小野

瀬忠兵衛君。

臨時物資需給調整法等の一部を改

正する法律案

臨時物資需給調整法等の一部を改

正する法律案

1 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の一部を次

のように改正する。

附則第二項中「昭和二十五年四

月一日又は經濟安定本部の廃止の時

の何れか早い時」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

2 臨時物資需給調整法の一部を改

正する法律(昭和二十二年法律第

二十三号)の一部を次のように改

正する。

附則第二項を削る。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小野瀬忠兵衛君登壇〕

○小野瀬忠兵衛君 大だいま議題とな

りました臨時物資需給調整法等の一部

を改正する法律案について、委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告

申し上げます。

本案は、経済統制を実施する根拠法規として昭和二十一年十月一日公布せら

れた臨時物資需給調整法が、臨時立法として、当初その有効期限を昭和二十三年四月一日または經濟安定本部の廃止と定められました。

本件は、経済統制を実施する根拠法規

として昭和二十一年十月一日公布せら

れた臨時物資需給調整法が、臨時立法として、当初その有効期限を昭和二十三年四月一日とされていました。現在の廃止予定期を削除いたしまして、臨時立法の性格を改める予定になつていて、「又は經濟安定本部廃止」云々といふ字句は適当でないので、これを削除しようとしているのであります。

次にその第一項は、本法の附則第二項に關するものであります。昭和二十二年に本法を改正した際に、その附則第二項に經濟安定本部総務長官が、一箇月ごとの期間を限り、特定の産業団体を指定して臨時に補助的統制事務を行わせて來たのであるが、その後物資調

整官制度の整備と統制事務の整理の結果、昭和二十四年十月以降は民間産業

團体を使ふ必要が全然なくなつたの

で、この際この不要に歸した規定を削除しようとしているのであります。

本案については、去る二月二十五日提案理由の説明を聽取し、引続き三

月一日、九日及び十一日に審議をいたしました。委員会においては、最近の

大幅な統制解除に関連し、また公団の

廃止や滞貿物資の放出に伴う経済情勢

の急激なる変動及び影響にかんがみま

して審議の慎重を期し、資料の要求を

簡年間延長せんとするものであります。

これは前に述べましたように、若干の

物資について統制が継続されるので、

有効期間の延長が必要なためであります。

が、なお經濟安定本部が、今国会に提出の經濟安定本部設置法の改正法

案によつて、「昭和二十五年五月三十日」とされていて、現在の廃止予定期を削除いたしまして、臨時立法の官房にて、

「又は經濟安定本部廃止」云々といふ字句は適当でないので、これを削除

しようとしているのであります。

次にその第一項は、本法の附則第二項に關するものであります。昭和二十二年に本法を改正した際に、その附則第二項に經濟安定本部総務長官が、一箇月ごとの期間を限り、特定の産業団体を指定して臨時に補助的統制事務を行わせて來たのであるが、その後物資調

整官制度の整備と統制事務の整理の結果、昭和二十四年十月以降は民間産業

團体を使ふ必要が全然なくなつたの

で、この際この不要に歸した規定を削除しようとしているのであります。

本案については、去る二月二十五日提案理由の説明を聽取し、引続き三

月一日、九日及び十一日に審議をいたしました。委員会においては、最近の

大幅な統制解除に関連し、また公団の

廃止や滞貿物資の放出に伴う経済情勢

の急激なる変動及び影響にかんがみま

して審議の慎重を期し、資料の要求を

いたしまして、熱心なる質疑が行われました。特に現在の統制物資、ことに石油、食糧、肥料等に関する状況について、きわめて詳細なる質疑応答がかわされました。また統制の解除に伴い事業者団体法の改正の必要が指摘されましたが、これに対し政府も大いに努力する旨の答弁がありました。

さらに、本法の有効期限を一箇年間延長するよりも、むしろ本法を廃止して、統制の残存やむなきものについて、統制の單行法を制定すべきではないかとの質問に対して、政府は、もし本法を廃止して、残存のものについて法律をつくるとすれば、統制に関する法律が多くなるのみならず、漸次統制を解除しようとしても、国会の休会中は当該統制法が廃止できないために不都合を生ずるから、むろ現行法を一箇年間延長しておいて、その間に統制は適当に部分的に必要に応じて廃止していくこととし、それでもなお一箇年後に統制の残存するものがあれば、そのときに本法の廃止とともに新しい統制法をつくるのがよいであろうという答弁がありました。

かくて、十四日討論に入りましたが、共産党を代表して米原委員は、本案が官僚統制であり、国内的にも国際的にも大衆の犠牲において資本家擁護の統制を継続するものであるから、その有効期限を延長せんとする本案には反対であると述べられました。また自

らがゆえに本案には賛成であると述べられました。次いで採決に入りましたが、本案は多數をもつて原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、水路業務法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長稻田直道君。

○議長(幣原喜重郎君) 第三章 水路業務法案(内閣提出)
路業務法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長稻田直道君。

○議長(幣原喜重郎君) 第二條 この法律において「水路測量」とは、潮汐、海潮流、波浪、海水及びこれらに関連する諸現象の観測をいう。

(水路測量)

○議長(幣原喜重郎君) 第七條 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前條の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

(水路測量の実施の公示)

○議長(幣原喜重郎君) 第八條 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あ

るがゆえに本案には賛成であると述べられました。次いで採決に入りましたが、本案は多數をもつて原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 第二條 この法律において「水路測量」とは、海上保安庁又は第六條の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置された標識をいう。

第一條 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もつて海上における安全の確保を図ることとし、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

第二條 海上保安庁以外の者が実施する運輸省令で定める。

第三章 水路測量及び海象観測の実施等

○議長(幣原喜重郎君) 第六條 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を國又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けるなければならない。但し、学術上の目的をもつて行う測量、局地測量等について運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(水路測量の実施方法の觀告)

○議長(幣原喜重郎君) 第七條 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前條の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

(水路測量の公示)

○議長(幣原喜重郎君) 第八條 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あ

るがゆえに本案には賛成であると述べられました。次いで採決に入りましたが、本案は多數をもつて原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 第二條 この法律において「水路測量」とは、海上保安庁又は第六條の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置された標識をいう。

第一條 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もつて海上における安全の確保を図ることとし、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

第二條 海上保安庁以外の者が実施する運輸省令で定める。

第三章 水路測量及び海象観測の実施等

○議長(幣原喜重郎君) 第六條 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を國又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けるなければならない。但し、学術上の目的をもつて行う測量、局地測量等について運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(水路測量の実施方法の觀告)

○議長(幣原喜重郎君) 第七條 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前條の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

(水路測量の公示)

○議長(幣原喜重郎君) 第八條 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あ

るがゆえに本案には賛成であると述べられました。次いで採決に入りましたが、本案は多數をもつて原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 第二條 この法律において「水路測量」とは、海上保安庁又は第六條の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置された標識をいう。

第一條 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もつて海上における安全の確保を図ることとし、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

第二條 海上保安庁以外の者が実施する運輸省令で定める。

第三章 水路測量及び海象観測の実施等

○議長(幣原喜重郎君) 第六條 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を國又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けるなければならない。但し、学術上の目的をもつて行う測量、局地測量等について運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(水路測量の実施方法の觀告)

○議長(幣原喜重郎君) 第七條 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前條の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

(水路測量の公示)

○議長(幣原喜重郎君) 第八條 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あ

(資料又は報告の提出の要求)

第十條 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体又は港湾法（昭和二十五年法律第二号）に規定する港湾管理者に対し、その管理する港湾の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

第十一條 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、船舶に対し、水路図誌の編修に必要な報告の提出を求めることができる。

第十二條 海上保安庁の職員は、水路測量又は海象観測を行なうことが必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十三條 海上保安庁の職員は、水路又は水面の立入

第十四條 海上保安庁の職員は、離島又はこれに類する場所で水路測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前條の規定にかかわらず承諾を得ないで、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。この場合においては、占有者が通知しなければならない。

第十五條 前三條の規定による立入又は伐除により損失を生じたときは、国は、その所有者、占有者又は占用者に対して、相当の価格により、その損失を補償しなければならない。

（水路測量標及び測量船の保全）
第十六條 何人も、正当な理由がないのに、水路測量標を毀損し、移転ときは、これを呈示しなければならない。

（成績の公表）
第三章 水路測量及び海象観測の成果
第二十一條 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成績を得たときは、これを公表しなければならない。

（受託）
第四章 水路に関する業務の受託
第二十二條 第六條の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

（水路に関する業務の受託）
第二十三條 海上保安庁は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の作製、編修又は印刷を行うことができる。

(障害物の除去)

第十二條 海上保安庁の職員は、水路測量を実施するためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十四條 海上保安庁の職員は、離島又はこれに類する場所で水路測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十九條 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十條 船長は、水中に沈没物その他航海の障害となる虞のある物件があることを発見し、又は海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十一條 海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌を複製し、又はこれを利用して航海の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。

第二十二条 船長は、水中に沈没物その他航海の障害となる虞のある物件があることを発見し、又は海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十三条 船長は、水中に沈没物その他航海の障害となる虞のある物件があることを発見し、又は海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十四条 第二十二条の規定による立入した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第二十七条 この法律の規定により海上保安庁長官のした処分に対する不服がある者は、運輸大臣に訴願することができる。

第二十八条 第二十二条の規定による立入した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十九条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第十七條 海上保安庁又は第六條の規定により許可を受けた者の船舶は、水路測量又は海象観測を行なうことは、水路測量又は海象観測を行なう場合には、運輸省令で定める標識を掲げなければならない。

第三十一条 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第三十二条 船長は、船舶を、正当な理由がないのに前條の標識を掲げることを除く、接近させて航行させなければならない。

第三十三条 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁長官に提出来しなければならない。

第三十四条 第二十二条の規定により海上保安庁長官のした処分に対する不服がある者は、運輸大臣に訴願することができる。

第三十五条 第二十二条の規定による立入した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 この法律の規定により海上保安庁長官のした処分に対する不服がある者は、運輸大臣に訴願することができる。

第三十八条 第二十二条の規定による立入した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十九条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第二十二条の規定による立入した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第二十二条の規定による立入を拒み、又は妨げた者は三万円以下の罰金に処する。

第五章 訴願

第六章 罰則

第七章 附則

第八章 法律の施行

第九章 附則

第十章 附則

第十一章 附則

第十二章 附則

第十三章 附則

第十四章 附則

第十五章 附則

第十六章 附則

第十七章 附則

第十八章 附則

第十九章 附則

4 この法律施行の際現に実施中の水路測量については、第六條の規定は、適用しない。

水路業務法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔稻田直道君登壇〕

○稻田直道君 大だいま議題となりました水路業務法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る二月八日、本委員会に付託せられまして、三月十日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審議いたしました。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、現在水路業務に関する法律といたしましては、明治二十三年に制定せられた水路測量標準条例のみであります。が、新憲法が施行せられました今日におきましては、法令の体制上現代に不相応であり、またその内容においても現情勢に適応いたしませんので、現行条例に全面的に改正を加えまして、種々新しい規定を織り込んだものであります。

その内容の主なる点をあげますと、まず第一点といしましては、水路業務の目的及びその業務の内容の用語について定義を規定したのであります。次に第二点といしましては、水路業務の主要部門である水路測量に関する

して測量の基準を定め、その成果に一定の標準を與えまして、資料の交換に資することといたしました。

第三点といたしましては、海上保安の立場から、港湾施設の状況について、地方公共団体等に対しまして資料の提出または報告を求めることができるることといたしました。第四点といたしました。第五点といたしました。

六条中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第十條中に「地方公共団体又は港湾法に規定する港湾管理者に対し、その管理する港湾」と規定されているが、まだ港湾法案が内閣より提出されておらぬので、これを「地方公共団体その他は海上保安庁長官の承認または許可を受けなければならないこと」といたしました。

八條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第十條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第

八條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第十條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第

十條中に「地方公共団体又は港湾法に規定する港湾管理者に対し、その管理する港湾」と規定されているが、まだ港湾法案が内閣より提出されておらぬので、これを「地方公共団体その他は海上保安庁長官の承認または許可を受けなければならないこと」といたしました。

八條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第十條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第

八條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第十條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第

〔上村進君登壇〕

○上村進君 私は、日本共産党を代表して林百郎君より、本法案に対する意見を申し上げますと、第六條において、海上保安庁以外の者が国または地方公共団体から費用の補助を受けて水路の測量を実施しようとするときは海上保安庁長官の許可を受けなければならぬと規定されているが、費用の補助を受けない場合は自由であるが、新憲法によると、この規定は妥当ではない、第二点として、現下の状態において水路測量及び海象観測等の成果を交換することは、わが国を軍事基地化させるおそれがある、第三点として、障害物を除去するため定位漁業の作業に支障を及ぼし、しかもこれに対する完全なる補償を期し得ない旨の答弁がありました。また第十一條に測量船に著しく接近してはならないと定められているが、測量箇所をあらかじめ周知するにはいかなる方法によるのであるかとの質問に対しまして、政府委員より、官報に掲載するとともにラジオ放送を行い、周知に遺憾

た起立多数をもつて可決いたしました。よつて水路業務法案は修正議決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。

〔上村進君〕

○上村進君 私は、日本共産党を代表して林百郎君より、本法案に対する意見を申し上げますと、第六條において、海上保安庁以外の者が国または地方公共団体から費用の補助を受けて水路の測量を実施しようとするときは海上保安庁長官の許可を受けなければならぬと規定されているが、費用の補助を受けない場合は自由であるが、新憲法によると、この規定は妥当ではない、第二点として、現下の状態において水路測量及び海象観測等の成果を交換することは、わが国を軍事基地化させるおそれがある、第三点として、障害物を除去するため定位漁業の作業に支障を及ぼし、しかもこれに対する完全なる補償を期し得ない旨の答弁がありました。また第十一條に測量船に著しく接近してはならないと定められているが、測量箇所をあらかじめ周知するにはいかなる方法によるのであるかとの質問に対しまして、政府委員より、官報に掲載するとともにラジオ放送を行い、周知に遺憾

た起立多数をもつて可決いたしました。よつて水路業務法案は修正議決すべきものと決した次第であります。

〔上村進君〕

○上村進君 私は、日本共産党を代表して林百郎君より、本法案に対する意見を申し上げますと、第六條において、海上保安庁以外の者が国または地方公共団体から費用の補助を受けて水路の測量を実施しようとするときは海上保安庁長官の許可を受けなければならぬと規定されているが、費用の補助を受けない場合は自由であるが、新憲法によると、この規定は妥当ではない、第二点として、現下の状態において水路測量及び海象観測等の成果を交換することは、わが国を軍事基地化させるおそれがある、第三点として、障害物を除去するため定位漁業の作業に支障を及ぼし、しかもこれに対する完全なる補償を期し得ない旨の答弁がありました。また第十一條に測量船に著しく接近してはならないと定められているが、測量箇所をあらかじめ周知するにはいかなる方法によるのであるかとの質問に対しまして、政府委員より、官報に掲載するとともにラジオ放送を行い、周知に遺憾

し、英國等からはげしい反対が出ていた。すると伝えられている今日、かかる国際会議参加を前提とする本法案は、全人の要求である即時公正な全面講和を妨げるものであり、われわれは、この吉田内閣の陰謀的な、なしくずし講和に対し、全人民の名をもつて糾弾せざるを得ないものであります。

次に法案の重要な條項は、第十三條、

第十四條において、水路測量実施のために、海上保安庁に、かきや、さく等の障害物除去の強大な権限を與え、これによつて自由に定置漁業や区画漁業に重大な影響を及ぼす行為をすることができるのは、見のがすことのできない点であります。

政府は、日本海運業建設のために何ら根本的、積極的政策を立案することなく、突如として本案のことと、まつたく不急にして、国民負担の予算を必要とする不当なる法案を提出したことには、吉田内閣の買弁性と植民化の現われとして、われわれは、日本民族の独立と平和のために、断固反対するものであります。

これをもつて討論を終ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第四 在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案(海外同胞引揚に関する特別委員長提出)

○議長(幣原喜重郎君) 次に、日程第四は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。

日程第四、海外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。海外同胞引揚に関する特別委員会理事玉置信一君。

在外公館等借入金整理準備審査会 法の一部を改正する法律案

在外公館等借入金整理準備審査会 法の一部を改正する法律案

在外公館等借入金整理準備審査会 法の一部を改正する法律案

〔百五十日以内〕に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

る。

〔玉置信一君登壇〕

○玉置信一君 ただいま議題となりました在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその要旨を御説明申しあげます。

在外公館等借入金整理準備審査会法は、昭和二十年九月七日、外務大臣の訓令に基き、在外公館または邦人自治団体もしくはこれに準ずる団体が、邦人救済並びに邦人引揚げに要するところの費用を借入れた金額は、政府が現地通貨で表示された借入金を、法律の定めるところに従い、かつ予算の範囲内において、将来返済すべき國の債務として承認するといふのであります。

借入金を提供した者は、法律施行後九日以内に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することになつておるのであります。その締切り期日が三月十九日に迫つた現在において、借入金の確認請求關係者は全国至るところに廣汎に散在しているため、その趣旨が徹底せず、一部地方の窓口においては、独断で適否判断をするというような所もありましたが、最近ようやく周知徹底の効果が現われて來たのであります。請求期日の締切りが明十九日一日しかないわけで、本法の趣旨が失われるおそれも多分にありますので、ここに期日をさらに二箇月延長せんとするものであります。

しかして本案は、当委員会において審議いたしましたところ、全会一致をもつて委員会提出に決定いたした次第ありますから、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切にお願いする次第であります。

以上をもつて提案理由の説明を終ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(幣原喜重郎君) これにて議事日程は議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

原議長宛、参議院は富山清憲君を連絡審議会の委員に任命することに同意した旨の通知書を受領しました。

一、去る十六日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は富山清憲君を連絡審議会の委員に任命することに同意した旨の通知書を受領しました。

二、去る十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

一、昨十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

医療法の一部を改正する法律

産業復興公團法の一部を改正する法律

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計から支る繰入金に関する法律

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計から支る繰入金に関する法律

一、去る十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

一、去る十六日常任委員会において、

次の通り理事を補欠選任した。

大蔵委員会

理事 岡野 清豪君（理事早稻田
柳右エ門君去る十六日）

理事辞任につきその補
欠）

水産委員会

理事 川村善八郎君（理事川村善
八郎君去る十五日委員辭
任につきその補欠）

外務委員 野坂 參三君
大蔵委員 中村 寅太君

文部委員 浅香 忠雄君 今野 武雄君
運輸委員 川村善八郎君 黒澤富次郎君

電気通信委員 山口喜久一郎君 松本 善壽君
建設委員 寺崎 覚君

内閣委員 川村善八郎君 黒澤富次郎君

内閣委員 松本 善壽君

内閣委員 地方行政委員 小玉 治行君
法務委員 清水 逸平君

内閣委員 大蔵委員 今野 武雄君
寺崎 覚君

内閣委員 文部委員 山口喜久一郎君 野坂 參三君
水産委員 坪川 信三君 水田三喜男君

内閣委員 電気通信委員 坂本 實君
建設委員 渡邊良夫君外四名

内閣委員 中村 寅太君
内閣委員 坪川 信三君 坂本 實君
地方行政委員 小玉 治行君

少年院法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七八号)(参議院送付)

少年法の一部を改正する法律案(内

閣提出第七九号)(参議院送付)

以上二件 法務委員会 付託

郵便年金法の一部を改正する法律
案

財政法の一部を改正する法律案
一、去る十六日参議院送付の次の内閣
提出案は次の通りである。

提出案を参議院に回付した。

厚生年金保険法等の一部を改正する
法律等の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法
律案

郵便為替法の一部を改正する法律
案

一、昨十七日参議院から受領した内閣
提出案は次の通りである。

厚生年金保険法等の一部を改正する
法律等の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律
案

議員提出案を参議院に送付した。

在外公館等借入金整理準備審査会法
の一部を改正する法律案（海外同胞
引揚に関する特別委員長提出）

一、昨十七日參議院において、次の本
院提出案を可決した旨の通知書を受
領した。

医療法の一部を改正する法律案

一、昨十七日參議院において、次の内
閣提出案を可決した旨の通知書を受
領した。

産業復興公團法の一部を改正する法
律案

農業共済再保險特別会計の歳入不足
を補てんするための一般会計からす
る繰入金に関する法律案
食糧管理特別会計の歳入不足を補て
んするための一般会計からする繰入
金に関する法律案

一、去る十六日議員から提出した質問
主意書は次の通りである。

輸出瀕貨網、人絹織物の国内放出措
置に關する質問主意書（長谷川四郎
君提出）

一、昨十七日議員から提出した質問主
意書は次の通りである。
農業計画の違法割当に關する第三回
質問主意書（山口武秀君提出）
國家公務員宿舎の家賃値上げに關す
る質問主意書（春日正一君提出）

衆議院会議録第二十四号中正誤

| 頁段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|---------|---------|
| 三七〇 | 欄外 | 政府關係予算 | 政府關係機 |
| 三七一 | 二五 | 昭和二十四年度 | 昭和二十五年度 |
| 三七二 | 三 | 政府關係予算 | 政府關係機 |
| 三七三 | 一四 | ボッダム勅令 | ボッダム勅 |
| 三七四 | 一七 | 財制 | 財政 |
| 三七五 | 一八 | 求めること | 求めること |
| 三七六 | 一九 | 負担すること | 負担すること |
| 三七七 | 一〇 | と | と |
| 三七八 | 一 | 悲惨きわむる | 悲惨きわま |
| 三七八 | 二 | 悲惨きわむる | 悲惨きわま |

定価 一部 六円五十銭
新幹美發所行発
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一五〇〇〇印刷
新幹美發所行発